

施術者の指定申請等の手続きに関する留意事項

(1) 施術師の指定について

生活保護法では施術者について施術者個人ごとに指定を行います。そのため、新たに指定を受けようとする施術者は、勤務先にすでに指定施術者が勤務している場合であっても、申請の手続きが必要です。

(2) 届け出先の考え方について

開設者の場合は表1、それ以外の場合は表2で届け出先を確認の上、該当する手続き先に提出してください。開設者以外の場合で複数の施術所に勤務しているなど判断に迷う場合は健康福祉局生活支援課にご相談ください。

表1 指定を受けようとする施術者が開設者の場合の手続き先

		施術所（開設所）の所在地		
		横浜市内	神奈川県内	神奈川県外
施術者（開設者）の居住地	横浜市内	横浜市	施術所の所在地	施術所の所在地
	神奈川県内	横浜市	施術所の所在地	施術所の所在地
	神奈川県外	横浜市	施術所の所在地	/

表2 指定を受けようとする施術者が開設者以外の場合の手続き先

		施術所の所在地		
		横浜市内	神奈川県内	神奈川県外
施術者の居住地	横浜市内	横浜市	施術所の所在地	施術所の所在地
	神奈川県内	横浜市	施術所の所在地	施術者住所地进行を管轄する自治体
	神奈川県外	施術者住所地进行を管轄する自治体	施術者住所地进行を管轄する自治体	